

## 重要事項説明書 (就労継続支援B型ネコパス)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第88号）」第190条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

### 1 就労継続支援B型サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ムジナ
代表者氏名	代表取締役 小野哲朗
本社所在地 (連絡先)	276-0003 千葉県八千代市大学町四丁目三番地一二 047-751-1972
法人設立年月日	2023年2月13日

### 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

#### (1) 事業の所在地等

事業所名称	指定就労継続支援B型 令和5年4月30日指定
サービスの 主たる対象者	身体障害者（細分なし） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者
指定 事業所番号	就労継続支援B型 1210400980号 (2023年4月30日指定)
管理者	小野哲朗
サービス管理責任者	小野哲朗
事業所所在地	276-0003 千葉県八千代市大学町四丁目三番地一二
連絡先 相談担当者名	047-751-1972 小野哲朗
事業所の通常の 事業実施地域	千葉県、茨城県の全域
利用定員	20名
開設年月日	2023年5月1日

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援(B型)のサービスを提供します。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:15～16:00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	10:00～15:00

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構造	木造2階建
敷地面積	73.25㎡
延床面積	124.50㎡

(2) 設備

設備の種類	部屋数	備考
訓練室	1室	パソコン作業
作業室	2室	パソコン作業
相談室	1室	
洗面所	2室	
便所	2室	
多目的室	1室	ネコの世話・休憩

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、

	<p>総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面を利用者に交付します。</p> <p>(4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6か月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
職業指導員	職業指導員は、一般就労するために必要な知識や技術を身につけるためサポートを行う。
生活支援員	生活支援員は、利用者の日常生活全般や、身体機能・生活能力の向上に向けた生産活動のサポートを行う。
事務職員	幅広い事務作業を担当

## (2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.4	
サービス管理責任者	1		1			0.6	
職業指導員	2			2		1.0	
生活支援員	3	1		2		2.0	

## (3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8：15～11：00
サービス管理責任者	11：00～16：00
職業指導員	8：15～16：00
生活支援員	8：15～16：00

## 5 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

### (1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
就労継続支援B型計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した就労継続支援B型計画を作成します。
食事の提供	希望により、利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
就労に必要な知識、能力を向上するための訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
就労の機会の提供及び生産活動	雇用契約を締結しない就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労への移行に向けた支援を行います。 以下の生産活動を行っています。 ① ホームページ制作 ② 動画編集 ③ 革細工 <工賃の支払い> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等把握して、適切な相談・助言・援助等を行います。
在宅支援	利用者の心身の状況や意向・適正・障がい特性・その他の事情を踏まえ、必要に応じて就労継続支援B型支援計画に基づき在宅支援を行います。
健康管理	利用者の服薬管理や疾病予防に努めるとともに、嘱託医師により、健康診断日を設けて健康管理を行います。また、医療機関との連絡調整や協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通所ができない場合、希望により送迎を行います。

### (2) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

## 【加算項目】

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）2.3万円以上2.5万円未満：726単位

送迎加算（Ⅱ）：10単位

処遇改善加算（Ⅱ）口：所定単位の10.70%

初期加算：30単位

欠席時対応加算：94単位

就労移行支援体制加算Ⅰ：65単位

利用者負担上限額管理加算 150単位

### （3）その他の費用について

当事業所では、サービス利用に伴い以下の費用をご負担いただきます。

#### （1）食費

- ・食事の提供に要する費用 600円（食材費500円）
- ・温めるお弁当 200円（食材費100円）
- ・食事提供加算は算定していません。
- ・費用改定時には利用者へ事前説明のうえ提示します。

## 6. 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

## 7. サービスの提供にあたっての留意事項

### （1）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

### （2）就労継続支援B型計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「就労継続支援B型計画」を作成します。作成した「就労継続支援B型計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

### （3）就労継続支援B型計画の変更等

「就労継続支援B型計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要

に応じて変更することができます。

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小野哲朗
-------------	----------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

## 9. 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
-------------------------	---

②個人情報の保護について	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>
--------------	--

### 11. 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。  
連絡先：電話番号 047-751-1972 （対応可能時間 8:15～16:00）

### 12. 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人社団 心癒会 しのだの森クリニック		
医院長名	医院長 信田 広晶		
所在地	千葉県八千代市島田台 1212 番地		
電話番号	047-488-2218		
診療科	精神科 / 神経科 / 心療内科 / 内科	入院設備	あり

### 13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	八千代市
	担当部・課名	健康福祉部 障害者支援課
	電話番号	047-421-6739

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損保

保険名 介護保険/社会福祉事業者総合保険

補償の概要 サービス提供中対人・対物事故について負担する法律上の損害賠償責任

#### 14. 非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める非常災害対策計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める非常災害対策計画に則り、避難訓練を年2回実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導灯 有</li> <li>・住宅用火災警報器 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。</li> <li>・震災に備えての備蓄 (携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)</li> </ul>
保険加入	事故・災害に備え、損害賠償保険に加入しています。 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

#### 15. 苦情解決の体制及び手順

(1) 提供した指定就労継続支援B型に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(3)

①苦情原因の把握・・・当日または時間帯によっては翌日

利用者宅に訪問し、受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得る。また、速やかに解決を図る旨、伝言する。

②検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③改善の実施

利用者宅に訪問するなどして、対応策を説明し同意を得る。

改善した内容を速やかに実施し、改善状況を確認する。

(損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。)

④解決困難な場合

市町村に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。また、解決できない場合には、市町村と協議し、千葉県社会福祉協議会適正化委員会への連絡も検討する。

⑤再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業員へ周知するとともに、「苦情処理マニュアル」を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指す。

⑥ 事故発生時の対応等

事故が発生した場合は、速やかに必要な処置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

【事業者の窓口】	窓口担当者 小野三津子 解決責任者 小野哲朗 所在地 千葉県八千代市大学町 4-3-12 電話番号 047-751-1972 受付時間 9：00-16：00
【市町村の窓口】 八千代市	所在地 千葉県八千代市大和田新田 312-5 電話番号 047-421-6739 受付時間 8：30-17：00
八千代市健康福祉部福祉総合相談課 福祉総合相談班	所在地 千葉県八千代市大和田新田 312-5 電話番号 047-421-6732 受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30-17：00

16 心身の状況の把握

指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

17. 連絡調整に対する協力

就労継続支援B型事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

18 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定就労継続支援B型の提供に当たり、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

19 サービス提供の記録

- ① 指定就労継続支援B型の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ② 指定就労継続支援B型の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (2) 火気を用いないこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害する行為をしないこと。

21 第三者評価の実施状況

実施している	<u>実施していない</u>
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

22 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年 月 日
-----------------	-------

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「八千代市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 36 号）」第 10 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	
	法人名	
	代表者名	
	事業所名	
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	